(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県伊佐市菱刈徳辺字大広形一七六八の一、一七七七の二、一八〇五の一、一八〇五の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町柏原字日記田四二四の一、字長迫四八七八、字宇都四九五一の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福島県大沼郡金山町大字大塩字休場三二二六の一、三二二七の一、三二二八の一、三二二九の一、三二二九の二、字要害五二六五の一三五から五二六五の一三九まで、五二六五の一四一、五二六五の一五七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字休場三二二六の一、三二二七の一、三二二八の一、三二二九の一、三二二九の二、字要害五二六五の一三五から五二六五の一四一、五二六五の一五七（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

庵の沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第二千六百九十一号で指定した土地の区域を除く。）

埼玉県秩父市大滝

字落合セ戸三社　五三九八番　一号

字落合出口　五三九七番一　二号

字落合反り畑ツヅキ　五三七二番　三号及び四号

字落合　九一六番一　五号から七号まで

字落合姥岩　五三七五番一　八号

○東北地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月五日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　後　一三・五〇～一七・〇〇　六七・六〇メートル

前　一三・五〇～一七・〇〇　六〇・三五八キロメートル

○東北地方整備局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月五日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十三号　山形県最上郡金山町大字飛森字日当沢三八五番五から同町大字飛森字日当沢三八八番四まで　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

山形県最上郡金山町大字飛森字日当沢三八五番五から同町大字飛森字日当沢三八八番四まで

○東北地方整備局告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年一月五日

東北地方整備局長　青山　俊行

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　山形広域都市計画道路事業三・二・五号旅篭町八日町線

三　事業施行期間　自平成二十三年一月五日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山形県山形市旅篭町一丁目、木の実町、七日町一丁目及び本町一丁目地内

使用の部分　なし

○国土交通省告示第六号

自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、自動車損害賠償保障事業のうち損害のてん補額の決定以外のものを委託した保険会社が委託契約を解除したので、平成九年運輸省告示第二百四十号の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

「次の保険会社」を「明治安田損害保険株式会社」に改め、「スミセイ損害保険株式会社」及び「明治安田損害保険株式会社」を削る。